



一般質問発言通告書

令和 8 年 2 月 6 日
午前 8 時 30 分 受付
(通告書 2 枚) No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 2 月 6 日
つくば市議会議長 様

つくば市議会議員 川田 青星

質問事項	要旨	答弁者
1 自転車のまちづくりについて	<p>2010年の「自転車のまちつくば基本計画」策定以来、つくば市は「自転車のまち」として自転車の活用を進めてきた。地球温暖化対策や渋滞緩和など、今後も自転車の役割は増していくことが予想される。</p> <p>自転車を活用した持続可能なまちづくりを推進するために、以下伺う。</p> <p>(1) 自転車通行空間の整備状況 (2) 公共交通利用促進のためのバスと自転車の接続について (3) 観光政策における自転車の位置付け</p>	市長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的な内容を記入されるようお願いします。

質問事項	要旨	答弁者
2 子どもの権利を守るために取組について	<p>2021年の厚生労働省の調査によると日本の17歳以下の貧困率は11.5%であり、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が十分に確保されていない状況が伺える。子どもの貧困は次世代に連鎖する恐れがあり、社会全体で貧困の連鎖を断ち切る必要がある。</p> <p>こども基本法においても、子どもが「心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組む」ことが定められており、国や地方自治体にはその責務がある。</p> <p>子どもたちが希望を持って未来を思い描くことができるよう、つくば市の取組について以下伺う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) つくば子どもの青い羽根基金事業の概要と現状 (2) 市で実施しているヤングケアラー支援の概要 (3) 要保護児童対策地域協議会の実施状況 	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第61条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的な内容を記入されるようお願いします。